平成30年8月1日

会員各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
地域保健担当理事　花岡　正人
宮下　明

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事　高井　昌彦

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化等について

時下　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて今般、標記について厚生労働省老健局振興課長より各都道府県介護保険主管部長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。
本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記によりPDF形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ　http://www.kanagawa.med.or.jp/
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課　担当：岩田
横浜市中区富士見町３－１
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介55)

平成30年7月11日

都道府県医師会

介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事

江澤和彦

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、地域包括支援センターについては、業務負担が過大となっているとの指摘がありますが、個々の地域包括支援センターによって負担が大きい業務は異なっているため、地域包括支援センターごとの業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていくことが、地域包括支援センターとしての機能を適切に発揮していくために必要とされています。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされ、今般、厚生労働省において全国で統一して用いる評価指標が策定されました。

なお、市町村においては、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることが望まれております。当該評価指標の具体的な活用方法の例としては、⑴業務チェックリストとしての活用、⑵チャート化による取組の見える化、⑶連携項目を活用した業務分析が挙げられており、各市町村等における創意工夫に基づく活用も可能とされております。

また、地域包括支援センターの業務として位置づけられている①包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等を目的に、平成29年度老健事業において「地域包括支援センターが行う『包括的・継続的ケアマネジメント支援業務』における環境整備の取組みに関する実践マニュアル」がとりまとめられ、②総合相談支援業務における家族介護者への支援については、その具体的な支援の方法について「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」がとりまとめられましたので、情報提供申し上げます。